

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部道路管理課管理係
内線番号	5265

No.	項目	内容
①	処分名	特殊車両の通行許可
②	法令名	道路法
③	法令番号	昭和27年法律第180号
④	根拠条項	第47条の2
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:山城北土木事務所長、山城南土木事務所長、乙訓土木事務所長、南丹土木事務所長、中丹東土木事務所長、中丹西土木事務所長及び丹後土木事務所長)
⑥	法令の定め	<p>第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両(次条第一項及び第七十二条の二第一項において「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。</p> <p>2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。)は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者(当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)に納めなければならない。</p> <p>4 前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。</p> <p>5 道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。</p> <p>7 第一項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36.9.25建設省令第28号)</li> <li>・車両制限令の一部改正について(平成16.3.1国道交第139号、国道企第131号)</li> <li>・車両の通行の制限について(昭和53.12.1建設省道交発第96号)</li> <li>・特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について(昭和53.12.1建設省道交発第97号)</li> <li>・特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53.12.1建設省道交発第99号、道企発第57号)</li> <li>・特殊車両の通行許可に係る標準処理期間の基準について(平成6.9.14建設省道交発第76号)</li> </ul>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府以外の道路管理者(※ただし、通行経路に京都府以外の道路管理者が管理する道路が含まれており、かつ、その道路が道路情報便覧に未掲載の場合に限る。)
⑩	標準処理期間	<p>(①合計期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑨協議機関への協議が不要な場合は、申請のあった日から2～3週間以内</li> <li>・⑨協議機関への協議が必要な場合は、申請のあった日から4～5週間以内</li> </ul>
	経由期間	
	協議機関	2週間以内
	当該処分機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請及び変更申請の場合は、申請のあった日から3週間以内</li> <li>・更新申請の場合は、申請のあった日から2週間以内</li> </ul>
⑫	問合せ	道路管理課管理係(075-414-5261)
⑬	備考	